

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県立看護大学契約事務取扱規程（平成21年三重県立看護大学規程第43号。以下「取扱規程」といいます。）第7条の規定により公告します。

平成26年8月21日

公立大学法人三重県立看護大学 理事長 村本 淳子

1 入札に付する工事概要

- (1) 工事番号及び工事名
平成26年度 第26-2号
公立大学法人三重県立看護大学 実習棟給湯設備改修工事
- (2) 工事場所
三重県津市夢が丘1丁目1番地1 三重県立看護大学内
- (3) 工事概要
実習棟の給湯設備の更新を行う。
- (4) 工期
契約締結日から150日間
- (5) 予定価格
23,080,680円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 入札方式に関する事項

- (1) 競争参加資格事後審査方式
本工事は、競争参加資格のうち建設業許可業種等の基本項目を入札前に審査し、その他の参加資格を開札後に審査する事後審査方式の工事です。
- (2) 最低制限価格
本工事は、取扱規程第9条で規定する最低制限価格を設定しています。
- (3) 紙入札
本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）の提出、競争参加資格事前条件確認通知書の発行、入札書及び工事費内訳書等の提出等について紙媒体で行う対象工事であり、**電子入札システムによる手続きは行わないものとします。**

3 競争参加資格に関する事項 本工事の入札に参加できる者は、次の（1）及び（2）に掲げる条件をすべて満たしている者としします。

- (1) 申請書の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件をすべて満たしている者としします。ただし、ケについては、落札決定までに満たしていれば足りるものとします。
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による管工事の建設業者であること。
 - イ 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ、有効期限内であること。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - エ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に管工事で登録されている者であること。
 - オ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。
 - カ 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
 - キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

ク 津建設事務所管内に本店及び主たる営業所を有し、三重県建設工事発注標準に定める管工事の平成26年度格付けがAまたはBランクの者であること。

ケ 県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(2) 次に掲げる条件を満たしている者とします。

本工事において、建設業法第26条の規定による管工事に係る主任技術者を契約時に配置できる状況にあること。

4 入札手続等

(1) 設計図面及び仕様書の閲覧等

ア 設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は、次のとおり閲覧に供します。

なお、資料については、三重県立看護大学のホームページからもダウンロードできます。

(ア) 閲覧期間 平成26年8月22日(木)から平成26年9月1日(月)までの午前9時から午後5時まで（ただし、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）

(イ) 閲覧場所 津市夢が丘1丁目1番地1（施行箇所と同じです。）

三重県立看護大学事務局総務課

電話 059-233-5601

イ 設計図書等の複写については、取り扱っておりません。

(2) 当該入札（設計図書等を含む。）に対する質問がある場合は、次のとおり提出するものとします。なお、電話・口頭等での質問は受け付けません。

ア 質問の提出

(ア) 提出期間 公告日の翌日から平成26年8月26日(火)までの午前9時から午後5時まで（ただし、三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除きます。また、平成26年8月26日(火)は午後4時までとします。）

(イ) 提出場所 〒514-0116 三重県津市夢が丘1丁目1番地1

三重県立看護大学 事務局総務課

電話 059-233-5600

FAX 059-233-5666

電子メール daihyo@mcn.ac.jp

(ウ) 提出方法 持参、電送（FAX）又は電子メールにて受け付けますが、電送（FAX）又は電子メールの場合は必ず電話により着信の確認をしてください。

イ 質問に対する回答

(ア) 回答方法 三重県立看護大学のホームページ上で回答します。

(イ) 回答期限 平成26年8月28日（木）

(3) 申請書の提出

入札参加希望者は、申請書を紙媒体により提出して、競争参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。

また、開札後に競争参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。

ア 提出期間

平成26年8月22日(金)から平成26年8月26日(火)までの午前9時から午後5時まで（ただし、三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除きます。また、平成26年8月26日(火)は午後4時までとします。）

イ 提出場所

〒514-0116

三重県津市夢が丘1丁目1番地1 三重県立看護大学 事務局総務課

電話 059-233-5600

ウ 提出方法

紙媒体による持参での提出のみとし、郵送、電送（FAX）又は電子メールによるものは受け付けません。

(4) 提出書類の内容及び提出時期 提出書類の内容及び提出時期は次のとおりとします。

ア 入札時に提出する書類

(ア) 工事費内訳書

a 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。提出のあった工事費内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、取扱規程第15条第1項第10号の規定により無効とします。また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明できない者は失格とします。

(a) 工事費内訳書を提出しないもの。

(b) 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないもの。

(c) 一括値引き又は減額の項目が計上されているもの。

(注) 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなします。

(d) 記載すべき項目が欠けているもの。

(e) その他不備があるもの。

b 工事費内訳書は、数量、単価、金額等を記載してください。

c 工事費内訳書は返却しません。

また、工事費内訳書の内容については、契約上の権利・義務を生じるものではありません。

d 工事費内訳書の差替又は再提出は認めません。

(イ) 納税確認書及び納税証明書

次のa又はbによる納税確認書及び納税証明書の写しを提出してください。ただし、納税確認書及び納税証明書の写しの提出日から前6か月以内に発行されたものに限りです。

a 県内に本店を有する事業者

(a) 所管県税事務所が発行するすべての県税の納税確認書(無料)

(b) 所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(その3未納税額のないこと用)(有料)【法人税と消費税及び地方消費税の証明の(その3の3)でも可】

b 県外に本店を有する事業者

(a) 所管県税事務所が発行するすべての県税の納税確認書(無料)※県内に営業所等を有する場合のみ

(b) 所轄税務署が発行する本店分に係る消費税及び地方消費税の納税証明書(その3未納税額のないこと用)(有料)【法人税と消費税及び地方消費税の証明の(その3の3)でも可】

(5) 競争参加資格の確認項目

競争参加資格の確認については、入札前の事前条件審査及び開札後の参加資格事後審査を実施することとし、確認する項目は次のとおりとします。

ただし、参加資格事後審査については落札候補者のみ実施することとします。なお、くじになった場合にあっては、くじの当選者を落札候補者とします。

ア 事前条件審査項目

入札参加希望者の建設業許可業種・格付け・地域要件等の基本項目

イ 参加資格事後審査項目

競争参加資格に関する全ての項目

(6) 競争参加資格確認結果の通知 競争参加資格の確認結果は、次に記載する日までに通知する予定です。ただし、参加資格事後審査結果については、落札候補者の参加資格がないと認めた場合のみ通知します。

ア 事前条件審査結果 平成26年 8月28日(木)

イ 参加資格事後審査結果 平成26年9月5日(金)

なお、競争参加資格事前条件確認の通知を受けた者が、落札決定日までに競争参加資格を満たさなくなった場合は、競争参加資格を取り消します。

(7) 競争参加資格確認申請に係る注意事項

ア 申請書及び提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された書類は返却しません。

ウ 参加資格事後審査項目に係る提出書類について、参加資格事後審査時にその内容確認がで

きない場合は、追加資料の提出又は再提出（以下「追加提出等」といいます。）を求めることがあります。

ただし、追加提出等については開札日の午後5時までに追加提出等の意思確認がとれ、発注機関が指示した提出期限までに追加提出等がされた場合にのみ認めるものとします。

また、競争入札審査会で追加提出等を必要と認めた場合は、上記にかかわらず追加提出等を求めることがあります。

なお、上記の時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に添付しなければなりません。

(8) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認めた理由について、次のとおり説明を求めることができます。

ア 請求方法 説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。なお、書面（様式は自由）は持参するものとします。

イ 提出期間 競争参加資格がないと認められた場合の通知日の翌日から起算して2日以内の午前8時30分から午後5時まで（ただし、三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除きます。）

ウ 提出場所 〒514-0116 三重県津市夢が丘1丁目1番地1
電話 059-233-5601

エ 回答方法 説明を求めた者に対し、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して5日以内（ただし、三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除きます。）に書面により回答します。

(9) 入札方法

入札に当たっては、次に示すほか、別に配布する入札心得によります。

ア 入札書は紙媒体により持参にて提出してください。

イ 入札書の撤回、差替又は再提出は認めません。

(10) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成26年9月3日(水) 午前11時

イ 入札場所 三重県立看護大学 管理棟2階 小会議室
三重県津市夢が丘1丁目1番地1
059-233-5601

ウ その他 本工事に係る競争参加資格事前条件確認通知書（写しも可）を持参すること。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は、免除します。

イ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、取扱規程第32条第1号に規定する担保及びその価値の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができます。

(ア) 下記のいずれかに該当する場合は契約保証金の納付を免除します。

a 取扱規程第33条第1項第2号の規定による履行保証保険契約に係る保険証券の提出がされたとき。

b 三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号。以下「執行規則」といいます。）第7条第1項第1号の規定による工事履行保証委託契約を締結し公共工事履行保証証券を提出され、この提出により保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。

(イ) 次に該当する場合は、契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は契約金額の10分の3以上となります。

a 会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続開始等がなされ、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けているとき（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限ります。）。

(2) 開札

三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合の開札手続については、当該マニュアルに基づくものとします。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、取扱規程第15条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、申請書の提出日から落札決定日までの期間中に、三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を受ける等、3の競争参加資格に掲げる条件を満たしていない者は、競争に参加する資格のない者に該当します。

(4) 落札者の決定

ア 取扱規程第8条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、取扱規程第9条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつて、その価格を下回る入札をした者は失格とし、予定価格と最低制限価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

イ 落札者となる額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者のくじにより落札者を決定します。

ウ 落札者を決定したときは、落札者に通知します。

なお、三重県立看護大学のホームページにおいても公表します。

エ 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合は、原則として、落札決定を保留します。

また、発注者が必要と判断した場合は、落札決定を保留することがあります。

(5) 請負代金毎月部分払

次のアに該当する場合は、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領に基づき、工事請負代金毎月部分払の対象となります。この場合にあつては、前払金を支払う限度額は契約金額の10分の4の額とし、支払時期については、契約時に10分の1の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払するものとします。

また、落札者との協議の上、落札者の作成した工事費内訳書により出来高認定が必要と合意した場合は、工事費内訳書を当該契約書に添付するものとします。

ア 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体が行う工事で、契約期間中に当該構成員のいずれかが会社更生法又は民事再生法の適用を受け、かつ、請負契約書第40条の債務負担行為に係る契約の前金払の特例が、当該会社更生法又は民事再生法の適用を受けた次年度以降も引き続き行われる場合は、前払金を支払う限度額は翌会計年度の契約金額の10分の4の額とし、支払時期については、当該会計年度の出来高予定金額を超えたときに10分の1の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払するものとします。

(6) 落札の失効

契約書の提出を定めた日までに落札者が契約書を提出しないときは、取扱規程第29条の規定により、その落札者は契約締結の権利を失います。

(7) 契約の締結

落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合、又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、施工能力等(施工計画、資金計画等を含む。)を判断し、落札決定を取り消すことができるものとします。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を受けた場合は、落札決定を取り消すことがあります。

なお、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合は、落札決定を保留又は本契約の締結を保留します。

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき

イ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けたとき

ウ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき

(8) 支払条件

- ア 前払の割合 契約金額の10分の4以内の額とします。ただし、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領第3条で定める毎月部分払の対象となった場合における前払金の支払については、契約時に10分の1の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払するものとします。
- イ 部分払の割合及び回数は次のとおりとします。
ただし、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領第3条で定める毎月部分払の対象となった場合は、同要領第4条に定める回数以内とします。
- (ア) 契約金額5千万円未満のもの 1回以内
 - (イ) 契約金額5千万円以上1億円未満のもの 2回以内
 - (ウ) 契約金額1億円以上2億円未満のもの 3回以内
 - (エ) 契約金額2億円以上のもの 3回に契約金額の1億円を超える金額が1億円を増すごとに1回を加えた回数以内

(9) 変更契約

契約後の設計変更の際には、当初の請負比率で変更請負額を算定します。

(10) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、入札を中止することがあります。なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(11) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、発注機関に対して苦情申立てを行うことができます。

(12) 火災保険付保険の要否

要

(13) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(14) 契約書作成の要否

要

(15) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(16) 落札者は、3(2)の基準を満たす技術者を契約時に配置しなければなりません。ただし、工場製作にかかる技術者を別途配置し、工場と現地で工事の現場が移行する時点において交代して配置する技術者は除きます。

(17) 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。

(18) 本公告に関する問い合わせ先

〒514-0116 三重県津市夢が丘1丁目1番地1

三重県立看護大学 事務局総務課

電話 059-233-5601